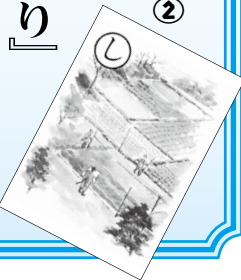


大東ふるさとカルタに見る地域遺産②

『四条の名 条里制のあかしなり』



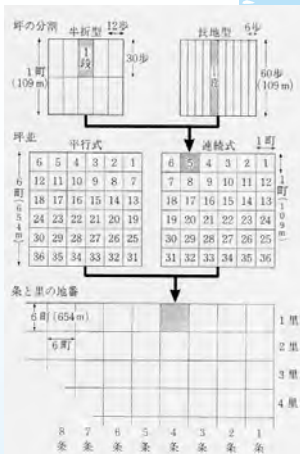
条里制とは、飛鳥〜奈良時代（7〜8世紀）の律令国家により実施された土地区画の制度で、耕地を6町（約654^坪）四方に区切って、これを「里」と呼び、里を東西に並べたものを「条」と呼んだことからこのように呼ばれています。里はさらに各辺を6等分して、1町（約109^坪）四方を36区画に道、溝、畔などで区切り、その1区画を「坪」と呼び、土地全体を基盤目状に区画します。地割の方向は東西南北を原則として、群単位として南北に1条・2条、東西に1里・2里と数えます。

条・5条にあたり、それが現在の地名の中にそのなごりを留めています。北条、四条地区などという呼び名をはじめ、北条に対する南条（寺川の2条、野崎の3条）というかつての地名は野崎観音西側の南條神社にその名称として残されています。千数百年前に行われた土地制度のなごりが、現在の地名に残されていることを知るとき、その悠久の歴史に感慨深いものがあります。

（生涯学習課）

また、1里のなかの坪も里の角隅から1坪・2坪と数え、「何条何里何坪」と呼び、耕地の所在地を明確に位置表示する制度でした（第1図）。

その痕跡が市域東部の生駒山地山裾の平野部にうかがうことができ、その詳細が小字名の検討により復元されています（第2図）。当時、市域の東部は讃良群に属し、その条里地割のなかで、中垣内が1条、寺川が2条、野崎が3条、北条が4



第1図 条里制の概要



第2図 小字から復元した市域の条里地割